

駅前通り地区

「区画整理だより」

号	第 2
発行人	茂原市役所 都市整備課
20475	コ 23111
内線 2289	311

区画整理のはじまり

に 寄 セ て

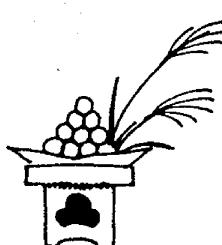
鹿間義之

さわやかな秋の到来が待ち望
まれます。皆様にはご清栄のう
ちにお過ごしのことでしょう。

さて、市から「土地区画整理
事業」の計画が示されて、ほぼ
五年になりました。

振り返つてみると、「まち
づくり世話人会」での地域の問
題点の検討、調査、測量を経て
市から計画案の提示、説明会の
開催、計画区域の拡大等といろ
いろありました。が、昨年十二月
の都市計画決定、今年二月の事
業計画決定と手続きが進んで正
式に事業がスタートしました。

市の中心部にありながら、自
然発生的に形成された街並みの
ままの私達の地区にとって、こ
の事業が重要であることは論を
またないところですが、「百年
の計」である大事業であるだけ
にその順調な進行を切に祈りました。
いま、事業の具体的な実施方
針が検討されており、間もなく



高貴博樹

あり、経済界であり、又、人の
考え方の変化も求められており
ます。このような変化しようとする
時、私たちの街も変わらうとし
ております。

これは偶然かもしれません、
グッドタイミングであり、変わ
ろうとしても変化できない街が
あるのに、私たちの街は「市施
行の区画整理」により、変化
できるチャンスが来たのです。
私どもは先代から街を受け継
きました。

そして、この街で働き・遊び・
楽しみ・子供を育て・生活をし、
人生を送っております。

この街を豊かにし、茂原の中
心街として次の世代に引き渡す
事は、今の時代に生きている
私どもの義務と責任であります。
この事業は行政と住民・商店
街が一体となり進める事が重要
な事であり、これが、新しい時
代の「まちづくり」に必要なこ
とです。

どうぞ、ご協力を願いいた
します。減価償金の交付に関する
こと

- ②同意を要する項目
評議員の選任
過小宅地、過小借地
基準となる地積の決定
に關すること
- 市が事業を行う場合には、
法により土地区画整理審議会の
設置が義務づけられています。
そして、当駅前通り地区の
場合は、10人の委員を選ぶこと
となっています。
- この10人の内訳は、
● 土地所有者及び借地権者の中
からそれぞれの割合に応じて
選舉により選任します。
- 学識経験委員： 2名
(市長が選任します)
- 委員の任期： 5年
- 借地権者： 2名
- 選舉期日： 12月19日(日)
- 選舉人名簿の総覧
平成5年10月29日まで
- なお、異議のある方は
この総覧期間中に申し出で
下さい。

- ▼ 審議会は、①意見を聞く項目
と②同意を必要とする項目が
あり、それらの議事について
審議していただくものです。
- 意見を聞く項目
・換地計画の作成、変更に關
すること
- 仮換地の指定に關すること
- 減価償金の交付に關すること

- この土地区画整理審議
会は、今後事業を進めて
いく中で、色々なことを
決めていきますので、
皆様の良き代弁者とな
れる方を選びましょう。
- 【豊かな街を次の世代にひき
わたすのは私達の義務と責任】
- 【今時代が変わらうとしており
ます。それは、政治であり、行政で
あります。】
- 【茂原駅前通り商店街
振興組合理事長】

審議会委員選挙の流れ

100日以内

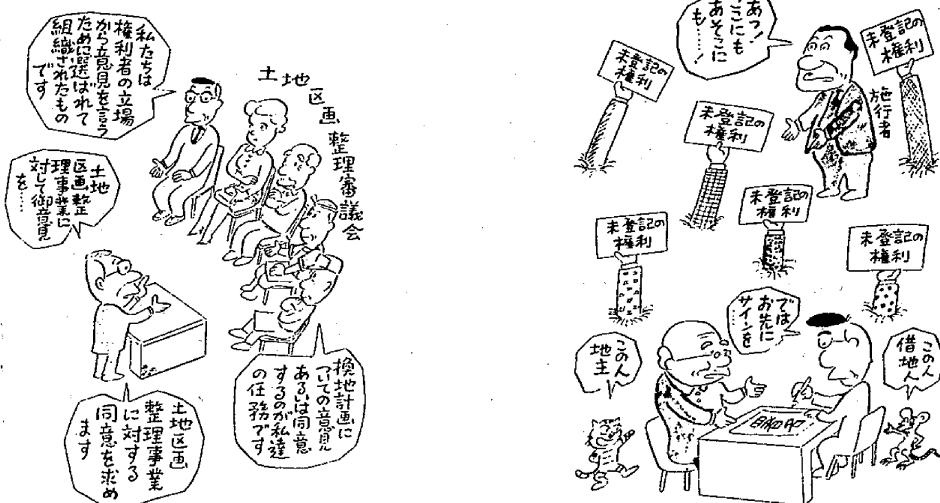
選挙期日	の	公告	9/13	10/4	10/15	10/29	11/12	11/29	12/9	12/13	12/19
20日後	←	2週間	→	2週間	以内	→	10日	以内	→	5日	以上前
選挙人名簿作成基準日	選挙人名簿異議申し出期間	選挙人名簿の作成縦覧開始	選挙人名簿の訂正期間	訂正完了名簿訂正の公告	選挙人定名簿確定の公告	選挙候補者届け締切日	選舉場並びに投票時間の公告	選舉委員会委員選挙	審議会委員選挙	選及び開票の日時の公告	選挙期日
選挙期日の公告	選挙人名簿の作成縦覧終了	選挙人名簿の訂正期間	選挙人名簿の訂正の公告	選挙人定名簿確定の公告	選挙候補者届け締切日	選挙場並びに投票時間の公告	選挙委員会委員選挙	選挙期日	選挙期日	選挙期日	選挙期日

少なくとも20日以上前に公告する(11/29)以前に

■選挙を行わない場合

立候補者が定数を超えた場合は、投票を行わないで委員会は決定できる。

- ①上記の場合には、直ちに投票を行わない旨の公告をする。
 - ②選挙の期日後直ちにその候補者をもって当選人として定める
 - ③当選人を定めた場合は、直ちに当選人の氏名、住所を公告する。



■ 忘れていませんか？！

未登記の借地権の申告

未登記の権利は、いわば地中に埋もれているものであり、当事者の相方が署名して申告をしなければ、施行者としてはその存在を知ることはできないし、届け出が無ければ無かったものとみなされてしまいます。したがって、施行者は届け出のない限りこれら権利が存しないものとみなして換地計画、仮換地の指定、換地処分等の法律に基づく処分または決定をすることができます。

また、前に説明した「土地地区整理事業審議会の委員」を選ぶ選挙権といったものも、この申告がなされていないと権利がないということになります。

しかしながら、登記をしていないから、申告をしていないからと言ってすべての権利が剥奪されたり、無くなったりということは当然にありませんし、例えば今まで借りていた土地は、区画整理後も地主さんとの関係の中で引き続き借りられるでしょうが、いずれにしても申告をしておけばそれらの権利がはっきりしており安心ということになります。

- ◆ 次のような方は申告を行って下さい。
土地区画整理審議会委員の選挙等の都合もありますので、なるべく9月中にお願いします。

- ① 建物所有を目的とする未登記の地上権及び賃借権を有している方
② 建物登記を行っている場合でも、借地権について登記していない方

- ◆ 代表者選任通知書もお忘れなく。 次のような方が該当します。
宅地の「共有者」、「共同借地権者」、「宅地の同一部分に2人以上の借地権者がある」場合は、
代表者1人を選任し、市役所に通知して下さい。

- ◆ 申告の方法、内容等の詳しいことについては、市役所 都市整備課 公共区画整理係までご連絡下さい。
☎ 0475(23)2111 内線289, 311